



2021年3月10日

各位

会社名 ブティックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 新村 祐三
(コード番号 9272 マザーズ)
問合せ先 常務取締役管理本部管掌 速水 健史
(TEL 03-6303-9431)

監査等委員会設置会社への移行、取締役候補の選任及び 定款の一部変更に関するお知らせ

ブティックス株式会社（東京都港区、代表取締役社長 新村祐三 以下「当社」といいます）は、2021年3月10日開催の取締役会において、2021年6月25日開催予定の当社第15回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。また、これに伴いまして、本定時株主総会に、下記のとおり取締役候補の選任及び定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 取締役候補の選任

取締役5名全員及び監査役3名全員は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役候補の選任及び監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事を下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本件につきましては、本定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職	備考
新村 祐三	代表取締役社長	同左	再任
速水 健史	常務取締役	同左	再任
武田 学	取締役	同左	再任

(2) 監査等委員である取締役の候補者（本定時株主総会にて付議）

氏名	現役職	新役職	備考
吉崎 浩一郎	社外取締役	社外取締役 監査等委員	新任
守屋 実	社外取締役	社外取締役 監査等委員	新任
寺西 章悟	社外監査役	社外取締役 監査等委員	新任

(3) 退任予定監査役（本定時株主総会終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職	新役職	備考
城戸 沙絵子	監査役（常勤）	—	任期満了
石割 由紀人	社外監査役	—	任期満了

3. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021 年 6 月 25 日（金）
定款変更の効力発生日 2021 年 6 月 25 日（金）

《本リリースに関するお問合せ》

ブティックス株式会社 管理本部 IR 担当
TEL : 03-6303-9431（平日 9 時～18 時） Email : ir@btix.jp

【別 紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文の省略></p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p>第5条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の<u>取締役は、7名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり></p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>(削除)</u> <u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の<u>監査等委員でない取締役は、7名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。</u> <u>4 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 <条文の省略></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 <条文の省略></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役及び監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条～第28条 <条文の省略></p>	<p>(任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 <現行どおり></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条～第28条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第30条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(補欠監査役)</u> 第32条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2 補欠監査役の選任決議は、第31条第2項の規定を準用する。 3 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p><u>(任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第30条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員及び監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p> <p style="text-align: right;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知) 第35条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第36条 <u>監査役会</u>の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 <u>監査役会</u>における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等) 第39条 <u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第41条～第43条 <条文の省略></p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 <u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>(監査等委員会規則) 第32条 <u>監査等委員会</u>に関しては、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>の決議によって定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第33条～第35条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p>	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>2021年6月開催の第15回定時株主総会終結前の</u> <u>監査役(監査役であった者を含む。)</u>と締結済の責任限定 <u>契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の</u> <u>定款第40条の定めるところによる。</u></p>

以上